

令和4年度首席家庭裁判所調査官事務打合せに  
おける協議の結果について

本事務打合せにおいて、高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官として講じるべき方策やその方向性等について協議された内容の要点は、以下のとおりである。

## 第1 家庭局関係

### 1 家庭裁判所調査官の役割・機能を明確にするとともに確実に実践するために検討すべき事項

家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の役割・機能について、家裁調査官内部や関係職種間での認識共有と、実務における具体的な実践とが有機的に連動するように取組を継続していく必要があることが確認された。また、関係職種との相互議論が不可欠であるところ、調査事務の現状の課題等を踏まえた具体的な議論となるように意識するとともに、裁判官に求められる役割や書記官事務の整理を含めた、より広範な議論に発展させ、組織的な課題の取組、実践につなげることが家庭裁判所の紛争解決機能の強化に向けて重要であることも確認された。

家事調停手続におけるウェブ会議をはじめ、家事事件手続におけるデジタル化が進む中、調査事務についても、ウェブ会議のニーズが高まる可能性があり、それに備え、テレビ会議システム等を利用した調査やロールプレイ等に基づいて、家裁調査官の役割・機能を踏まえた具体的かつ実践的な検討を重ねていく必要があることが確認された。

### 2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践するため検討すべき事項

これまでに整理された四つの工夫（事件情報の共有、調査の方針等の協議、アウトプットの検討及び柔軟な役割分担）の実践が調査の質の確保・向上につながるという認識は定着しつつあり、各高等裁判所管内で確認された方向性を踏まえながら、府単位、高等裁判所単位で共通目標を設定して実践していくことが有効であることが確認された。また、設定した目標の達成状況を

検証するためには、質的な観点と量的な観点の両面から現状把握と現状分析を行う必要がある一方、量的な観点については、例えば、単に量の多寡や増減のみで取組の進度を分析、評価することのないよう、留意する必要があることが確認された。

また、主任家裁調査官が適正かつ効果的・効率的にマネジメントすることが不可欠であるとの共通認識のもと、主任家裁調査官がどのような業務を担い、組の家裁調査官とどのように役割分担を行うか、どのようなマネジメントスキルが必要かなどの主任家裁調査官による組の業務全体のマネジメントの在り方について検討、整理し、それを首席家裁調査官等と主任家裁調査官、主任家裁調査官と組の家裁調査官との間で認識共有を図ることが重要であることが確認された。

### 3 審理の充実に向けてとりわけ検討すべき事項

#### (1) 今後の家事調停運営の在り方に関する検討すべき事項

引き続き、職種として貢献できる点はないかという視点から、組織的な検討に積極的かつ主体的に関与していく必要があることが確認された。

#### (2) 少年事件処理において検討すべき事項

新様式の少年調査票の導入、改正少年法下における調査事務について、おおむね順調に運用されていることが確認された。また、調査事務については、改正少年法下においても、家裁調査官による要保護性に関する調査の意義や重要性は変わらないことを家裁調査官や関係職種が十分理解し、従前同様に質の高い調査を行っていく必要があることが確認された。

少年事件数が減少する中での少年調査事務能力の維持・伸長の方策については、庁全体、高等裁判所管内全体で取り組んでいくべき喫緊の課題であり、継続的に取り組んでいく必要があることが確認された。

### 4 所在地首席家裁調査官が行う調整事務の充実強化に向けて検討すべき事項

所在地首席家裁調査官は、各高等裁判所管内の各庁が足並みをそろえて施策

課題に取り組む態勢を維持できるように、管内の首席家裁調査官と密にやり取りするなどの配慮をするとともに、高等裁判所とも適切に連携していく必要があることが確認された。

## 第2 人事局関係

家裁調査官の人事管理に関し考慮すべき事項について協議した。

## 第3 裁判所職員総合研修所関係

家裁調査官の研修に関し考慮すべき事項について協議した。

## 家庭局説明事項

### 第1 家裁における手続のデジタル化について

#### 1. 家事事件手続のデジタル化の動向について

家事事件手続（人事訴訟手続も含む。）のデジタル化に関しては、当事者の利便性及び司法アクセスの向上や当事者の接触回避による安全、安心な手続の実現、更には新型コロナウイルス感染症への対策の観点から、国民の期待が高まっている状況にある。

まず、家事調停手続におけるウェブ会議の利用について、令和3年12月から、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家裁本庁において運用が開始されている上、更に19の家裁本庁（横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、京都、神戸、大津、岐阜、広島、岡山、大分、熊本、那覇、仙台、札幌及び高松）においても、令和4年度中の運用開始に向けて検討・準備が進められているところであり、今後も引き続き実施庁の順次拡大を検討していく予定である。

これまで、家裁においては、調停の本質・利点に立ち戻り、これからの時代の当事者のニーズに適う調停運営の在り方を考え実践していくという観点から、調停運営の在り方の見直しについての議論が進められてきているところであるが、ウェブ会議を利用した調停運営の在り方についても、これを単なる電話会議の代替手段として捉えるのではなく、これまでの議論の成果を土台にしながら、手続全体としてより合理的かつ充実した審理の実現を図り、かつ、当事者のニーズに適う調停運営を実現するためのものとして位置付けて検討を進めていくことが期待されている。

ウェブ会議を利用した調停運営の実施は、家裁調査官の関与の在り方についても一定の影響を与えるものと考えられるところ、その具体的な運用方法については、ウェブ会議の実施庁に設置された検討体（PT）においても検討していただることとしている。PTには、家裁調査官にも構成に加わってもらっており、行動科学の専門的知見等も生かした積極的な貢献をお願いしたい。

次に、法制面については、公益社団法人商事法務研究会の主催の「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」において、同年12月に「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書」が取りまとめられた。その後、令和4年2月に法制審議会に諮問され、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」における調査審議が始まり、今後のスケジュールとしては、令和5年通常国会での法案提出が目指されているとのことである。同部会では、家事事件記録の電子化の範囲や、記録の閲覧等の規律に係る論点等について研究会に引き続き検討される見込みである。電子提出等の新たな規律の導入を見据えながら、デジタル化後の家事事件手続の運用についてもスピード感を持って検討を進める必要がある。また、これに先立って、令和4年3月に国会に提出された民事訴訟手続のIT化法案によれば、ウェブ会議等を用いた和解又は調停での離婚成立を可能とする規律（公布後3年以内に施行）や人事訴訟におけるウェブ会議等を用いた口頭弁論等の規律（遅くとも公布後3年6月以内に施行）が導入される予定である。このような法制面の動向を踏まえつつ、記録の電子化やウェブ会議等のデジタルツールの活用等を念頭に、家裁調査官の関与の在り方についても頭づくりを進める必要がある。

## 2 少年審判手続のデジタル化の動向について

刑事手続のデジタル化については、法務省において、刑事法研究者や実務家等を構成員とする「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」における議論が行われていたところ、令和4年3月15日に同検討会の取りまとめ報告書が公表された。

今後、同報告書の内容を受けて、刑事手続のデジタル化に関する法制審議会部会が設置され、同部会の議論を経て法案提出がされる見通しであるが、これは、少年審判手続にも関わるものであることから、刑事手続のデジタル化の検討の動向についても、注視しておく必要がある。

## 第2 家事事件関係

### 1 家事法の下での家事事件の処理に関し運用上検討すべき事項について

平成25年1月1日から施行された家事事件手続法（家事法）は、家事事件の手続を国民にとってより利用しやすく、現代社会の要請に合致した内容のものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充し、手続をより利用しやすくするための制度を新設するなどしている。

家裁としては、家事法や家事事件手続規則で定められたところを遵守すれば足りるものではなく、家事事件手続法の趣旨に沿った家事事件の手続運用を実施することが要請されており、子の意思の的確な把握・考慮、手続の透明性確保のための制度（相手方当事者の審問への立会い、事実の調査の通知等）の適切な運用、テレビ・電話会議の更なる活用、調停に代わる審判の活用などが課題と考えられる。国民のニーズや社会の変化を的確に捉えて、家裁における紛争解決機能を強化していくために、家事事件全般について自発的な運用改善に向けた取組を継続していく必要があるところ、家事法の下での家事調停においては、調停委員会が、透明性の高い手続において、感情面への適切な配慮をしつつ、当事者の言い分と紛争の実質的な対立点を的確に把握し、これを当事者双方との間で共有し、法的観点及び紛争の実情を踏まえ、適切と考えられる解決の方向性を念頭に置きながら、当事者双方に紛争解決に向けた主体的な検討を促すような調停手続の運営を目指すことが求められている。このような調停手続の運営改善の取組は、家事調停そのものの機能強化にとどまらず、人事訴訟及び家事審判を含めた家裁における紛争解決プロセス全体の機能強化を目指す取組の一環として位置付けられるものである。

前記の調停手続の運営改善の取組を実施するに当たっては、裁判官が中心となって、各庁における調停手続の運営の問題状況を把握した上で、裁判官の効果的な家事調停への関与の在り方や調停委員との役割分担について検討し、あわせて、家裁調査官や書記官の関与の在り方について検討する必要があると考

えられる。

このような問題意識から、家事事件手続法の施行以来、各種協議会等において議論が重ねられ、調停運営改善の取組は、実践、検証、改善という段階を繰り返しながら継続的に続けていくべき息の長い取組であり、その趣旨や目的については、本庁のみならず支部等を含めた庁全体として、裁判官を始めとする関係職種（家裁調査官、書記官、調停委員）全体が納得した上で、認識の共有が図られている必要があり、さらに、関係職種がそれぞれの役割について共通認識を形成し、合理的な役割分担の在り方を検討することの重要性が確認されってきた。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からは、小規模の室内で当事者と対面し比較的長時間にわたり事情聴取及び調整を行う従前の在り方をそのまま維持することは難しくなっており、調停手続の利点を生かしつつ利用者のニーズや生活様式の変化に対応する新たな手続の在り方を検討・模索していく必要がある。そして、むしろこの機会にこそ、従前のやり方に囚われず、調停の本質・利点に立ち戻り、これから時代の当事者のニーズに適う調停運営の在り方を積極的に考え実践していくことが必要かつ可能であり、またそのような必要性を関係職種（調停委員を含む。）も含めて共有しやすい環境になっているのではないかと考えられる。そこで、家庭局は、各庁から知恵を結集・共有し、具体的な運営改善に生かし、つなげていく観点から、令和2年5月以降に、各庁の検討結果についての情報提供を受け、同年8月にそれを取りまとめたものを各庁に還元した。また、同年11月には、司法研修所及び裁判所職員総合研修所で合同実施された「家事基本・専門研究会2（面会交流）及び家事実務研究会」において本取組に関する協議が行われ、同研究会の成果も踏まえて各庁で検討・実践が行われた。令和3年5月に開催された調停委員協議会でも採り上げられ、実際に調停運営を行う調停委員の視点からの率直な受け止めを確認するとともに、調停の基本的価値を損なうことなく、合理的かつ充実し

た事情聴取・調整を実現するために調停委員が果たすべき役割等について協議が行われた。同年11月の「家事基本研究会・家事実務研究会」では、本取組は、手続運営に関する取組にとどまらない様々なレベルの方策が相互に関連し合っているため、関連し合う取組全体を通じて検討、実践、検証、改善の営みを継続していく必要があり、どのような取組から着手し、そこからどのように検討等の営みを広げていくかといった戦略を庁内の関係職種間で議論・共有していくことが重要であること等について協議し、認識共有が行われた。個々の取組を進めていく際にも、取組相互間の関連性を意識した上で自らの業務に取り組み、他の方策等を担当する職員と適切に連携・協働し、庁全体として多様な取組を有機的に関連付け、総合的に推進していくことが効果的であると考えられる。さらに、令和4年1月から同年2月にかけて開催された令和3年度家事事件担当裁判官等協議会においては、現在行われている調停運営の在り方の検討は、ウェブ会議の導入を含めた調停手続のデジタル化に係る議論を進めるにあたって土台になるものであるとともに、デジタル化で検討した視点や内容を、逆に調停運営の在り方に係る検討に生かしていくなど、双方向で議論を深化することが重要であることなどが確認された。

## 2 後見関係事件及び財産管理事件の適正な処理について

### (1) 後見関係事件

#### ア 後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、令和3年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約24万8,000人に上っている（令和2年12月末日時点は約24万人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は令和7年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。

このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあ

り、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に検証した上で実証的な視点を持って見直しが進められ、その結果、後見人が家裁に報告する事項を必要かつ十分な範囲に絞り込み、家裁が審査すべき事項を明確にするといった新たな監督手法が取り入れられ、その定着が図られてきたところである。また、後見等監督の在り方は、後述する後見人等の選任や報酬の在り方の検討にも関わっており、今後は、報告書書式等の見直しも含めて検討を進めていく必要がある。

#### **イ 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組**

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（「促進法」）が施行された。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」には、家庭局長も委員に任せられ、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第一期計画」という。）に盛り込むべき事項について議論が重ねられ、そして、政府は、平成29年3月、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさの調和の3点を柱とする第一期計画を閣議決定した。以後、平成29年度から令和3年度までの対象期間において、各地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し、制度の利用につなげるための権利擁護支援の地域連携ネットワークやその中核となる機関（中核機関）の整備に向けた取組など、様々な施策が進められてきた。

制度の運用を担う家裁としても、政府における取組を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要があるところ、

そのためには、各地域の取組が、地域連携ネットワークや中核機関の整備にとどまらず、市民後見人等の育成、マッチングや後見人支援といった機能を充実するものとなることが必要不可欠である。そこで、家庭裁判所では、地方自治体が地域連携ネットワークや中核機関の体制整備に向けた取組を段階的に進めるにあたって、制度の説明、利用ニーズを把握するための情報提供を行うなど、その後の機能充実面における連携を見据えて、様々な形で積極的に協力を行い、各関係機関も含め、互いに顔の見える関係の構築に努めてきた。

また、裁判所内部の検討としても、外部機関との連携を意識しつつ、第一期計画の趣旨を踏まえながら、財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任・交代の在り方について検討を進めるとともに、それと表裏一体のものとして、報酬の在り方についても検討を進めてきた。また、成年後見制度で利用する診断書については、財産管理能力の確認に偏り過ぎているという指摘を踏まえ、判断能力についての医師の意見欄の表現を見直すなどの改定を行うとともに、福祉関係者が有している本人の生活状況等の情報を医師に伝え、より的確に診断を行ってもらうため、新たに「本人情報シート」を導入し、それぞれ平成31年4月から運用を開始した。診断書については、その後も、医療関係団体から意見を聴取するなどして継続的に見直しを行っている。

これらの取組は、裁判所内部の検討にとどまらず、関係機関等との間の協議・連携を必要とする重要課題として司法行政的な対応を要し、事務局が事件部と一体となって府全体で進めていく必要があることから、平成29年度以降、毎年最高裁において後見関係事件事務打合せを開催しており、令和3年度も7月に同打合せを開催した。同打合せにおいては、①中核機関等の整備及び機能充実に向けた地方自治体等との連携、②第一期計画を踏まえた後見人等の選任等の在り方、③後見人等の報酬の在り方、④高裁

の役割などについて意見交換等を行った。令和4年度も同様に開催することが予定されている。

前記②及び③に関しては、各家裁での検討を行う際の参考となる資料を添付した家庭局第二課長書簡を平成31年1月、令和元年8月、令和3年1月、同年11月及び令和4年3月に発出した。現在、各家裁において、これらの書簡を参考として、後見人や後見監督人の選任の運用等についての検討を進めている。

また、③の報酬の在り方については、後見人等が行った事務の内容等に応じて報酬を付与するという考え方に基づき、大規模庁を中心に検討を進め、各家裁においてもそれを参考に検討を行ってきたが、令和3年6月に実施した利用者の立場を代表する団体からのヒアリング（第2回）において、改めて検討すべき事項や視点が浮き彫りになったことから、検討すべき事項の整理を行い、各協議会等の機会も活用して更なる検討が進められている。第二期計画においても、考え方を早期に整理することが期待されており、各家裁においても、地域の実情を踏まえて、検討を進めていく必要がある。

第一期計画は令和3年度で終了し、令和4年度からは、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）が開始した。第二期計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とされており、令和6年度には、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討が行われる予定である。第二期計画は、基本的な考え方として、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を掲げ、成年後見制度をその重要な手段として位置付け、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、その地域において尊厳のある本人らしい生活を継続できる体制の整備を目指すものとしている。今後の具体的な目標として、①成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策、②尊厳

のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等、③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの3点が挙げられており、特に①については、適切な時機に必要な範囲・期間で成年後見制度が利用できるようにすること等の指摘を踏まえ、福祉関係も含めて制度全体の見直しを検討すべきとされている。また、福祉・行政との連携に関しては、実践的な連携を図るために相互理解を図ることが求められるなどとされており、引き続き、促進法、第二期計画の趣旨を踏まえて、司法機関としての役割を果たしながら、関係機関と適切に連携していくことが求められる。

#### ウ 後見人等による不正行為の現状とその対策

令和3年1月から12月までの1年間に家庭局に対して報告された後見人等（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人）による不正事例の件数は169件、被害総額は約5億3,000万円である。その多くは親族後見人等による不正事例であるが、専門職による不正事例も報告されており、その件数は9件、被害総額は約7,000万円である。令和2年に比べれば、不正件数・被害総額とも全体としては減少しているものの（令和2年の不正件数は185件（うち専門職30件）、被害総額は約7億9,000万円（うち専門職約1億5,000万円））、なお社会的に許容される水準とは言い難い状況にある。

家裁における後見人等による不正行為への対応策の一つとして、定期的な監督が挙げられ、現在、全国の家裁では、原則として少なくとも年に一度の監督を実施する運用が定着している。一方、後見人等の監督においては、後見等事務の問題を把握した場合には、裁判部内での関係職員の情報共有を密にし、事務局とも連携した上、速やかに適切な措置を講じることによって被害を最小限にとどめる緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が必要であり、各家裁でこうした取組が重点的に進められた結果、問題把握

後の財産保護措置がより迅速に講じられるようになるなど、一定の成果が得られつつある。しかし、不正行為に対する事務処理態勢の在り方を検討、整備するなどした当時の職員が異動し、その趣旨や重要性が現在の後見関係事件担当者に十分に引き継がれないといった懸念があることから、前記取組を職員の異動等に左右されないものとして定着させ、これを各庁・支部等の実情に応じて絶えず改善していく態勢を構築する必要がある。また、後見人による不正行為の発生を防止するための有効な方策として、平成24年2月に導入された後見制度支援信託及び同信託に並立・代替するものとして第一期計画の閣議決定を受けて取扱いが開始された後見制度支援預貯金が挙げられる。これらは、本人の金銭財産のうち、通常使用しない金銭を信託財産又は特別な預貯金として金融機関が管理し、その払戻等には家裁の発行する指示書を必要とすることにより、本人の財産を適正に管理するための仕組みである。特に、後見制度支援預貯金については、平成30年4月に、金融関係団体等と関係官庁等が参加した「成年後見制度における預貯金管理に関する勉強会」の議論の結果としての報告書が作成され、これを受けて、取扱金融機関が増加してきている。後見制度支援信託は、平成24年2月から令和3年6月末までの間に、2万7,761件が契約締結に至っており、後見制度支援預貯金は、平成30年1月から令和3年6月末までの間に4,427件が契約に至っている。今後は、後見制度支援預貯金を取扱う金融機関が更に増加することが予想される。

なお、上記の勉強会ではその後も運用をフォローアップするための会議が開かれており、令和3年10月には保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みについての同時点における検討状況が公表されるなどの動きがある。

## (2) 財産管理事件

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産

管理事件については8,000件前後で推移しているのに対し、相続財産管理事件は、年々増加を続け、令和3年には2万7,208件となり、10年間で約1.6倍となった。財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行う重要性については、従来から説明されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を防止する措置を迅速に講じることが求められている。

また、後記5(3)のとおり、登記制度・土地所有権の在り方等の見直しに関する法整備も進められているところ、各庁では、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

### **3 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の円滑な運用について**

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（子奪取条約）は、国際結婚が破綻した場合等において、不法に親が国境を越えて子を連れ去るなどした際、迅速に常居所地国に子を返還することを目的としており、この条約の我が国における実施法である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（子奪取条約実施法）及び最高裁規則が条約の発効日である平成26年4月1日から施行された。

子奪取条約実施法の施行後、令和3年12月31までの子の返還申立事件の新受件数は142件である。このうち、審理が終了した件数は140件であり、その内訳は、認容が40件、却下が19件、調停成立及び和解成立が53件、取下げが8件、移送が9件である。即時抗告の申立ては38件で、全件審理が終了しており、その内訳は、抗告が取り下げられた1件、和解2件、取り消された7件、一部取り消された2件及び当然終了の1件を除いては、いずれも原審判断が維持されている。また、同期間における子奪取条約実施法が適用

される面会交流事件の新受件数は31件である。

家庭局では、子の返還申立事件の的確な運用の定着に向けて、運用上の支障が生じないように、必要に応じて子奪取条約に関する国際会議の概要について情報提供するなどしている。

#### 4 人事訴訟事件の迅速・適正な審理について

##### (1) 現状及び問題点

人事訴訟事件の新受件数は、平成17年以降、毎年1万1,000件前後で推移し、平成25年以降は減少傾向にあって近年は1万件を下回っていたが、令和3年は10,094件となっている。既済事件の平均審理期間は、平成19年以降、ほぼ一貫して長期化傾向にあり、令和3年に終局した全事件の平均審理期間は13.8月であり、平成24年と比較すると約2.6月長くなっている。特に、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に審理期間が年々長期化している（平成24年は14.6月、令和3年は17.5月）。

人事訴訟の審理期間の長期化については、裁判の迅速化に係る検証の検討会において、委員からも厳しい意見が出されており、長期化に歯止めがかかる現状について真摯に受け止めた上で、その原因分析及び対応策の検討を従前の分析にとらわれることなく行うことが必要であると考えられる。

さらに、令和3年に終局した全事件のうち、家裁調査官による事実の調査が行われた事件は約7.0%、参与員が関与した事件は約1.3%にとどまっている。

##### (2) 今後の課題

人事訴訟を適正かつ迅速に処理するためには、各府において現状の問題点とその原因を分析した上で、争点整理手続の合理化、家事調停との連携、家裁調査官による事実の調査についての調査命令補佐の充実と適時適切な発令などの課題について、裁判官を中心として全府的に取り組む必要がある。ま

た、参与員の関与についても、関与を相当とする事案の選別や関与の時期の適切な判断を行うとともに、参与員の関与を認めた人事訴訟法の趣旨を踏まえ、国民の司法参加の意義を十分に達成するために積極的な活用を図る必要がある。

このような問題意識を背景として、平成28年9月に司法研修所において特別研究会が開催され、次のような議論が行われた。すなわち、家裁調査官の関与の在り方については、親権者の適格性調査を含め、家裁調査官による調査を活用すべき事案は少なくなく、調査の必要性や対象等について、裁判官と家裁調査官が認識の共有を図ることが重要であるとされた。また、参与員については、人事訴訟法の趣旨に照らし、積極的に活用すべきであるとの意見が多く出された。さらに、人事訴訟と調停との連携については、充実した調停が行われることが人事訴訟における審理の充実、促進にも資することから、人事訴訟を担当する裁判官と調停を担当する裁判官との間における意見交換が重要であることが確認されるなどした。

このような状況を踏まえ、今後も各庁において、人事訴訟の家裁移管の趣旨を踏まえた人事訴訟の審理の在り方に関する議論を、部や庁全体として深めていく必要がある。

## 5 最近の法律改正等の動向について（家事事件手続のデジタル化の関係については、第1の1参照）

### （近時成立した法律について）

#### （1）成年年齢の引下げ

民法の成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部改正法が、平成30年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行された。

家事事件において、成年年齢が引き下げられた場合に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許

可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがある。

## **(2) 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律**

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律が、令和2年12月に成立し、公布された。この法律は、条文によって施行日が異なり、令和3年3月11日、同年12月11日に分かれて施行された。

この法律の内容は、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について規定とともに、第三者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を規定するものである。

裁判実務に影響のある事項としては、第3章に、女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とすることが明示された（第9条）ほか、妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない（第10条）旨が規定されている。

## **(3) 登記制度・土地所有権の在り方等の見直し**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が、平成30年11月（一部の規定については令和元年6月）に施行され、土地収用法の特例などとともに、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定めら

れた。

また、政府は、所有者不明土地問題の解決に向けた取組を進めており、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布された。その主な改正項目等は、①相続登記や住所等の変更登記の申請の義務化、②土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設、③長期間経過後の遺産分割における相続分の見直し、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等であるが、相続等との関係では、限定承認及び相続人不存在の場合における相続財産の管理人の名称を「清算人」と変更すること、相続人不存在の場合における相続財産清算事件において、清算人の選任公告と相続人検索の公告を同時に行うこと、不在者財産管理人が、金銭を供託することができるようになることなどが盛り込まれた。上記各法律は、①のうち相続登記の申請の義務化等の規定は令和6年4月1日、②は令和5年4月27日、③ないし⑥は同月1日からそれぞれ施行され、所要の最高裁規則も整備されている。

#### (法案が提出されたものについて)

##### (4) 被害者等の身元識別情報を相手方に秘匿することができる制度について

法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案」が取りまとめられ、これに対するパブリック・コメント等を経て、令和4年2月、法制審議会第194回会議において要綱の採択及び答申が行われた。この制度については、要綱の第1部の第15に盛り込まれており、人事訴訟法、家事事件手続法についても、要綱の第3部に規律の整備が盛り込まれた。人事訴訟手続について、①申立人の住所、氏名等の秘匿、②秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則（秘匿事項届出書面）、③同特則（秘匿事項又は推知事項の記載部分）、④送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則、⑤秘

匿決定の取消し等に関する規律等が盛り込まれており、家事事件手続については、①、②及び⑤の規律が盛り込まれているが、他方で、人事訴訟手続の事実調査部分及び家事事件手続については、現行法上裁判所の裁量により閲覧等を制限することができるため、③及び④の規律は適用除外となっている。これらを内容の一部とする改正法案が、令和4年の通常国会へ提出された。

#### **(5) 一時保護開始時の判断についての新たな司法審査の導入**

平成30年4月に施行された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の附則において、施行後3年を目処として、改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされたことなどを受け、令和2年9月から、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会が厚生労働省主催で開催され、令和3年4月に取りまとめがされた。その後、厚生労働省、法務省及び最高裁といった関係省庁等において、一時保護の開始の判断についての新たな司法審査の導入に向けて、主として実務的観点からの検討が行われ、こうした検討結果等も踏まえて、厚生労働省が所管する社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、同年12月、標記の点を含む報告書が取りまとめられ、この点を含む児童福祉法の改正法案が令和4年の通常国会へ提出された。

同法案においては、一時保護開始時の判断に関する司法審査について、児童相談所長又は都道府県知事は、親権者の同意がある場合等を除き、事前又は一時保護を開始した日から起算して7日以内に、児童虐待のおそれがあるときその他の内閣府令で定める場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、（児童相談所長等の）所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないとされ、裁判官は、児童福祉法33条1項に規定する場合（児童虐待のおそれがあるときその他の内閣府令で定める場合）に該当すると認めるときは、一時保護状を発する（ただし、明らかに一時保護の

必要がないと認めるときは、この限りでない。）こととされている。

**(法案の提出が検討されているものについて)**

**(6) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し**

いわゆる無戸籍者問題解決に向けた取組の一環として、平成30年10月から、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会が開催され、嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や出訴期間の見直しなど、嫡出推定制度に関する論点のほか、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子関係の整備等について議論がされ、令和元年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

また、同年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、政府は施行後2年を目途に懲戒権について定めた民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされたことを受け、同月から監護権の規定の在り方に関する研究会で議論がされ、同年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

同年6月に開催された法制審議会第184回会議において、民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて諮問され、同年7月から法制審議会民法（親子法制）部会において、調査・審議が行われた。令和3年2月の「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」の取りまとめ、同月から、パブリック・コメント等を経て、令和4年2月、法制審議会第194回会議において、要綱の採択及び答申が行われた。要綱には、①懲戒権に関する規定等の見直し、②嫡出の推定の見直し、③嫡出否認制度に関する規律の見直し、④第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子の親子関係に関する民法の特例に関する規律の見直し及び⑤認知制度の見直し等が盛り込まれている。

**(7) 調停による和解合意の執行決定等に関する規律の創設について**

法制審議会仲裁法制部会において「仲裁法等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、これに対するパブリック・コメント等を経て、令和4年2月、法制審議会第194回会議において要綱の採択及び答申が行われた。要綱の第2では、特定和解（認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたもの）に執行力を付与する執行決定に関する規律が盛り込まれているところ、人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解は同規律の適用除外となっているが、民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる金銭債権に係る特定和解は適用対象に含まれている。

#### (8) 氏名の読み仮名の法制化について

個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする規定を整備するなど戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるとして、氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正について、令和3年9月開催の法制審議会第191回会議において、諮問がされ、法制審議会戸籍法部会において調査・審議が行われている。

#### (9) 離婚及びこれに関連する家族法制の見直し

平成23年民法改正において、親権制度の見直しに併せて、父母の離婚後の子の監護について必要な事項として民法766条に養育費や面会交流等が例示的に明記されたところであるが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、その後も社会的な関心が高い状況が続いているほか、同改正の附帯決議においても離婚後の共同親権の可能性を含めた検討が求められている。

令和元年11月から、家族法研究会において、離婚後の子の養育の在り方を含む家族法の課題についての議論がされ、令和3年2月に研究会報告書が取りまとめられた。

このうち、養育費の決めの確保・履行確保については、ひとり親家庭の

貧困の問題がコロナ禍により一層深刻化しているとの認識の下、これまで様々な検討体での議論が蓄積され、また、面会交流についても、子の養育における重要性に鑑み、様々な議論がされて来ているところである。

これらの点を含め、離婚及びこれに関連する家族法制の見直しについては、令和3年2月開催の法制審議会第189回会議において諮問がされ、同年3月から、法制審議会民法（家族法制）部会において、調査・審議が行われている。

### 第3 少年事件関係

#### 1 少年事件処理の課題等

##### （1）手続全体における事務処理の在り方についての検証・見直しの必要性

ア 少年審判の機能を十分に發揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定に至るまで、さらには、決定後を含む手続全体における事務処理が適時適切に行われる必要があり、このような観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、身柄事件だけでなく、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に發揮することが必要である。そのためには、あらゆる事件について、①事件受理から調査命令が出されるまでの段階で、適時適切な事件処理を図ることを可能とするような態勢が構築されているか、②調査の段階で、非行のメカニズムの分析及び再非行危険性の評価が的確にされた上で、教育的措置が効果的に講じられているか、③調査終了から審判に至る段階で、調査と審判を有機的に結び付けて全体として十分な教育的機能を發揮するために必要な情報共有等がされているか、といった観点から現在の実務の運用を改めて見つめ直し、適宜改善を図っていく必要がある。

イ 社会調査については、内容及び手続の両面での適切さが求められるが、

そのような社会調査を行うためには、三職種の協働が不可欠である。しかし、実際には、ともすると家裁調査官に任せがちとなっているのではないかといった問題意識から、平成29年度及び平成30年度の少年実務研究会（少年基本研究会）において、社会調査段階における職種間連携の在り方について討議された。

## **(2) 逃走等の防止に向けた取組**

刑事事件及び少年事件の逃走事案を受けて、最高裁において、逃走事故の発生を防止するために行うべき取組や逃走事故が発生した際に留意すべき事項を改めて整理し、平成29年7月25日付け刑事局第二課長、家庭局第一課長、総務局参事官、経理局総務課長事務連絡を発出した。

また、裁判所職員による少年の護送時における逃走事故の発生防止のための取組及び逃走事故が発生した際の留意点を整理し、同月28日付け家庭局第一課長、総務局参事官、経理局総務課長事務連絡を発出した。

さらには、これに関し、少年の逃走事故が発生した際の報道対応の在り方について、平成30年6月1日付け家庭局第一課長、広報課長、総務局参事官事務連絡を発出したところである。

各庁においては、これらの事務連絡に記載している内容を参考としつつ、庁の実情を踏まえながら逃走防止等に関する取組を継続的に行っていく必要がある。

なお、取組を行うに当たっては、少年鑑別所その他の少年関係機関との連携が不可欠であり、定期的に少年関係機関との間で協議を行い、逃走防止訓練を実施するなどして、多角的な視点から取組を確認し、繰り返し改善を行う必要がある。

## **(3) 補導委託決定人員について**

補導委託決定人員については、令和2年度、新型コロナウイルス感染症やその対応等の影響により、大幅に減少した。令和3年度は、令和2年度から

横ばいであり、コロナ禍の影響が続いていることがうかがわれる。

補導委託は、適正な処遇選択のために不可欠な制度であり、必要な事案で確実に活用されることが重要である。また、補導委託が活用されないことにより、家裁において補導委託に必要なノウハウが継承されにくくなるほか、補導委託先に少年が預けられる機会が少なくなつて補導受託者の意欲が減退することなどが懸念される。引き続き、コロナ禍での補導委託の活用に関する工夫について検討するとともに、改正少年法下における特定少年を対象とするものを含め、補導委託が必要な事案で確実に実施されるよう、態勢整備をお願いしたい。

## 2 最近の法律改正等の動向について（少年審判手続のデジタル化の関係については、第1の2参照）

### （1）少年法等の一部を改正する法律案について

少年法等の一部を改正する法律が、令和3年5月に成立し、公布された。この法律は、令和4年4月1日から施行された。

本改正法では、18歳及び19歳の者について、少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定が整備された。18歳及び19歳の者の取扱いに関しては、全件家裁送致が維持された上で、①原則逆送対象事件の拡大、②犯罪の輕重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分、③ぐ犯の対象からの除外、④逆送決定後における不定期刑等の刑事事件の特例規定の不適用、⑤起訴後における推知報道禁止の解除等の特例規定が整備され、併せて、更生保護法、少年院法等の関係法律の整備も行われた。法改正を受けて、少年審判規則の一部が改正された。

本改正法は、少年法の基本的な構造を維持し、特定少年の手続も基本的に従前の条文が適用されるものであり、特定少年についても、家裁調査官において少年の要保護性について丁寧な調査を尽くし、その結果も十分に踏まえた上で、法改正の趣旨に即した適切な処分決定をする必要がある。それと同

時に、手続の様々な場面で特例規定が適用されることから、本改正法の趣旨を踏まえた適切な運用を図っていくためには、施行後においても、各府における運用の在り方に関する検討を深めた上、少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との連携を図りつつ、実際の運用を通して検証を行うなどの取組が必要である。

## (2) 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大

刑訴法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第4号に掲げる規定が平成30年6月1日に施行され、被疑者国選弁護制度の対象が、被疑者が勾留された全事件に拡大したが、少年法第22条の3第2項の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲に変更はない。

また、刑訴規則等の一部を改正する規則（平成30年最高裁判所規則第1号）が同日から施行され、少年法第17条第1項第2号の観護措置が勾留とみなされる場合に国選弁護人選任請求権の告知等を行う事件が、全事件に拡大された。

このことについては、平成30年5月16日付け家庭局第一課長事務連絡でもお知らせしたところであり、各府において、国選付添人の選任手続について、被疑者国選弁護制度とは対象事件の範囲が異なることに留意し適切な処理に努められていると思われるが、引き続き、選任要件を正確に理解しないまま漫然とした事務処理を行うことがないよう、職種間が連携して適切な運用をお願いしたい。なお、令和2年9月4日付け家庭局第一課長事務連絡では、被疑者国選弁護制度と裁量による国選付添人選任制度の対象事件の違いや留意点等についてお知らせしているので、各府において参考にされたい。

## (3) 刑法の一部を改正する法律に対する附帯決議等（性犯罪関係）

性犯罪に関する罰則について、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が平成29年7月13日から施行されたところ、同法律に関しては、衆議院法務委員会、参議院法務委員会それぞれにおいて附帯決議に付

され、被害者的心情への配慮等が求められている。

これまでも、性犯罪の場合に限らず、犯罪被害者等への配慮については、適切に対応していると思われるが、引き続き、少年事件における犯罪被害者等の置かれた立場、心情、プライバシー等に考慮しつつ対応する必要がある。

また、法務省は、令和2年3月、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループによって、被害者や専門家からのヒアリング及び各種調査研究等の結果が取りまとめられたことを踏まえ、同年6月、性犯罪に関する刑事法検討会を立ち上げ、検討結果として更なる検討に際しての視点や留意点が示されるなどした報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、令和3年9月に開催された法制審議会総会において、近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、法整備の在り方並びに関連事項について諮問がなされるとともに、刑事法（性犯罪関係）部会の設置が決定され、同年10月より、同部会において、性犯罪の要件等が議論されているところであり、動向を注視する必要がある。